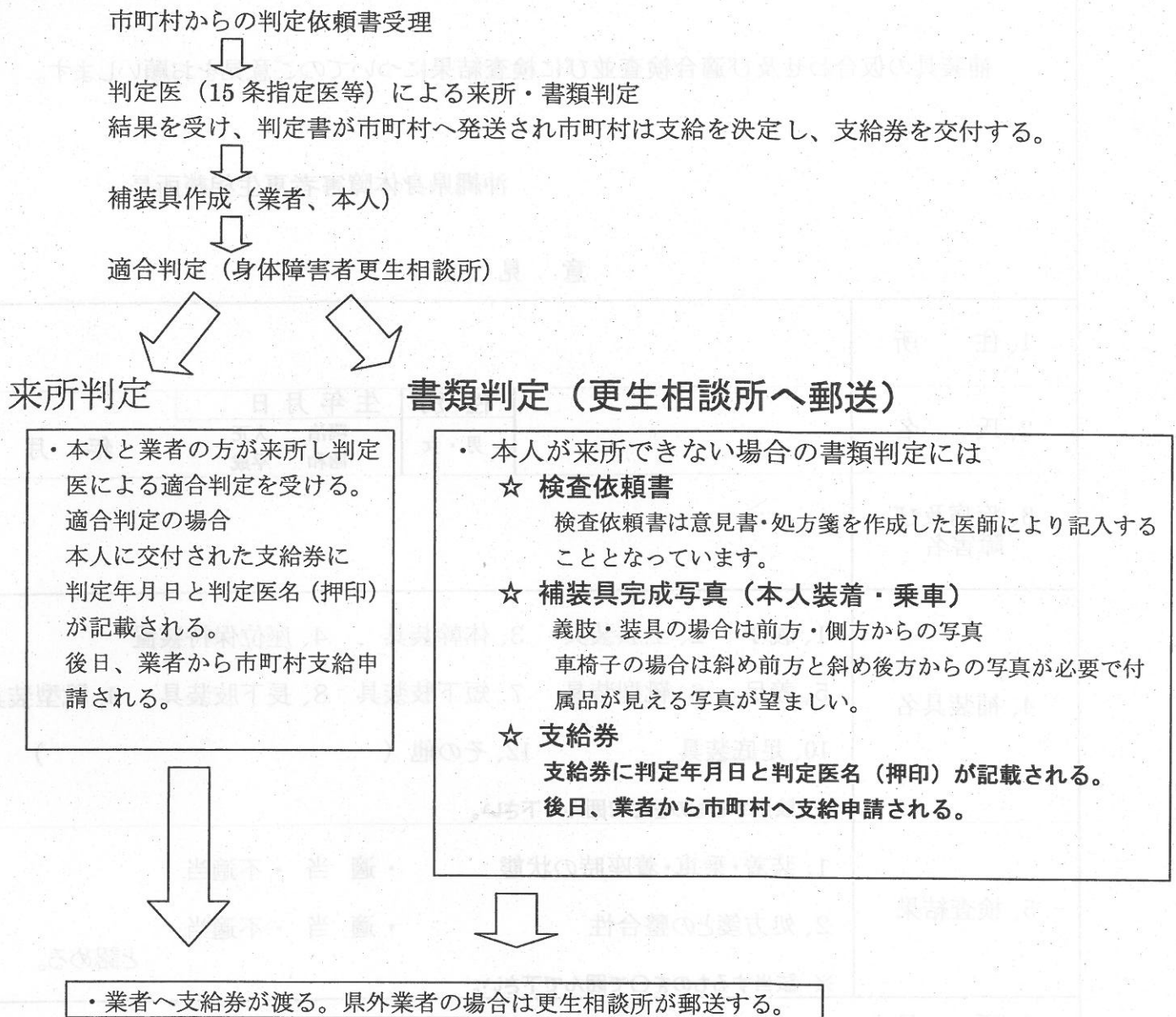


身体障害者更生相談所における補装具判定～適合判定までの流れ



書類適合判定に関する書類の作成に関して、県外業者の場合、適合判定の流れが理解されていないことが多く、過去の未適合者割合の多くを占めています。
市町村からの周知も宜しくお願いいたします。

注意事項

※未適合のまま、放置または支給券を発行した場合、適合処理が行われていないものと見なし、次回、補装具作成の際に申請が困難になる可能性があります。

※¹⁾ 更生相談所が作成した判定書に基づいて製作された補装具を給付する場合には、更生相談所等による適合判定を受けなければなりません。

※更生相談所は適合判定、補装具費支給意見書を作成した医師の適合判定が適切に行われたか確認する。²⁾ 最終的に、市町村は医師及び更生相談所による適合判定が行われたことを確認する。

《参考》

1) 補装具給付事業取扱指針（平成 12 年 3 月 31 日障第 290 号）第 2－2（4）

2) 補装具給付事業取扱指針の一部改正について（平成 22 年 3 月 31 日障発 331 第 12 号）